



車の運行に起因する、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被った場合は、その直接の結果として被保険者又はその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この人身傷害条項及び基本条項に従い、損害保険金等を支払う旨定められていたほか、以下のような定めがあった。

第六条 (1) 損害額は、被保険者が①傷害、②後遺障害、③死亡のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ人身傷害条項損害額算定基準（以下「人身傷害基準」という。）に従い算出した金額の合計額とする。ただし、賠償義務者がある場合は、①から③までの区分ごとの、それぞれ人身傷害基準に従い算出した金額と自賠償保険等……によって支払われる金額のいずれか高い金額の合計額とする。

(2) から (4) (略)

(5) 賠償義務者があり、かつ、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額を決定するにあたって、判決又は裁判上の和解において (1) から (4) までの規定により決定される損害額を超える損害額が認められた場合に限り、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額を決定するにあたって認められた損害額をこの人身傷害条

項における損害額とみなす。ただし、その損害額が社会通念上妥当であると認められる場合に限る。

第七条 (損害の一部とみなす費用)

(略)

第八条 (損害保険金の計算)

(1) 一回の事故につき Y の支払う損害保険金の額は、被保険者一名につき、次の算式により算出された額とする。この場合において、一回の事故につき Y の支払う損害保険金の額は、被保険者一名につき、保険金額を限度とする。

(中略)

(計算式) 第六条の規定により決定される損害額 + 前条の費用

— 次の①から⑥までの合計額 ÷ 損害保険金

① 自賠償保険等又は自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定し又は支払われた金額

② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第一条 (1) ①の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定し又は支払われた保険金若しくは共済金の額

③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額

④労働者災害補償制度によって既に給付が決定し又は支払われた金額

(⑤及び⑥は略)

(2) (1)の規定にかかわらず、第六条(5)の規定を適用する場合は、一回の事故につきYの支払う損害保険金の額は、被保険者一名につき、次の①又は②のいずれか低い金額を限度とする。

①(1)に定める限度額

②第六条(1)から(4)までの規定により決定される損害額及び前条の費用の合計額

第二五条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者又は保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、Yがその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度としてYに移転する。

①Yが損害額及び費用の全額を保険金として支払った場合  
次のいずれか低い額

ア Yが支払った保険金の額

イ 被保険者又は保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額

②Yが損害額及び費用の一部を保険金として支払った場合

次のいずれか低い額

ア Yが支払った保険金の額

イ 次の算式により算出された額

被保険者又は保険金を受け取るべき者が取得した債権の額  
－ 損害額及び費用のうち保険金が支払われていない額

(2) (略)

(3) (1)の場合において、保険金を受け取るべき者が

取得した債権が人身傷害保険にかかる損害に関するものであるときは、次の①から③までに定めるところにより取り扱う。

①(略)

②(1)の損害額は、人身傷害条項第六条(損害額の決定)の規定により決定される損害額とする。

③(略)

(4) (略)

平成二三年五月一四日午前七時二五分頃、Xは被害車両を運転走行中、A運転の加害車両が左方の路外駐車場から上記道路に進出し、被害車両に衝突した(以下、この事故を「本件事故」という)。その結果、Xは頸椎捻挫等の傷害を負った上に後遺障害が残った。本件事故は両者に過失があり、その割合はAが九割、Xが一割であった。

本件事故の人身傷害保険に関するY担当者であったBは、平成二四年三月一六日、本件約款に基づく人身傷害の損害算定基準（以下「人身傷害基準」という。）により算出された損害額（以下「人身傷害基準損害額」という。）は二一、九三、五四円（後遺障害は含まれていない。）であり、対人賠償からの既払分一九、九三、二一、四円を差し引くと給付額は二、二六、一四〇円になるとの計算書をXに送付した。

Xは、後遺障害が保険金額に反映されていなかったことから、ひとまず加害者からの賠償金の受領を先行させることにし、X代理人弁護士を選任した上で、Aが加入していた任意保険の保険会社であるYとの賠償交渉を始めた。なお、上記賠償交渉に関するY担当者も、人身傷害保険の担当者と同じく、Bであった。

Xは、代理人弁護士を通じて、Aが加入していた保険会社であるYとの間で、本件事故によるXの損害額を五〇一万八〇二八円とし、Yが、Xに対し、Aの支払うべき賠償金として、上記損害額の九割である四五、一六、二、二五円（以下「本件賠償金」という。）から既払金二一〇万四、二四一円を控除した二四、一、九八、四円を支払うことを合意し、Xは、同金員の支払を受けた。

その後、Xは、Yに対し、本件事故による人身傷害保険

金として、上記損害額五〇一万八〇二八円のうちXの過失割合一割に相当する五〇万、一八〇三円を請求したが、Yは、改めて人身傷害基準損害額を三四、七、一、六〇八円（後遺障害分一〇万、三、三、三四円、傷害分二、四、五、八、二、七、四円の合計額）と算定した上で、Xが受領済みの本件賠償金を控除すると残高がないとして、人身傷害保険金の支払を拒絶した。

二 本件約款の適用関係は以下の通りである。

本件事故について、仮に、Xが先にYから人身傷害保険金三四、七、一、六〇八円の支払を受け、その後、Aに対する損害賠償請求の訴えを提起して、Xに五〇一万八〇二八円の損害及び一割の過失が認定された場合、（本件約款第二、五、条（一）②、同条（三）②、六、条（五）により）、二、九、六、万、九、八〇五円についてYによる代位が生じ、一、五、四、万、六、四、二〇円の限度で請求が認容される。この結果、Xは、人身傷害保険金と合わせて五〇一万八〇二八円の支払を受けることになる。

また、本件事故について、仮に、XがAに対する損害賠償請求の訴えを提起して、Xに五〇一万八〇二八円の損害及び一割の過失が認定され、判決又は和解により過失相殺

後の四五一万六二二五円の支払を受けた後、Xに対し、人身傷害保険金の支払を請求した場合（本件約款第六条（5）により、上記五〇二万八〇二八円が人身傷害保険金支払の基礎となる損害額とみなされ）、Xは、合計五〇一万八〇二八円の支払を受けることになる。

これに対し、本件事故について、人身傷害保険金の支払を受けるに先立ち、訴訟外の示談による賠償金四五一万六二二五円を受領した場合は、本件約款条項を字義どおり適用すると、訴訟外の示談は「判決又は裁判上の和解」に該当せず、Xが受領した本件賠償金四五一万六二二四円が人身傷害基準損害額三四七万一六〇八円を超過しているため、Yが支払うべき人身傷害保険金はないことになる。この結果、Xが受ける賠償総額は四五一万六二二四円となる。

一方、本件事故について、仮に、人身傷害保険金三四七万一六〇八円の支払を受けた後に、（上記事実と）同一の内容の訴訟外の示談をして賠償金を受領する場合、本件約款第二章第八条（1）（以下「本件条項」という。）を字義どおり適用すると、（約款二五条（1）①、六条（1）、（5）により）上記人身傷害保険金額に相当する三四七万一六〇八円についてYによる代位が生じ、Xが上記示談において受領することができる賠償金は一〇四万四六一七円

となり、Xが受ける賠償総額は四五一万六二二四円にとどまる。

もっとも、保険法二五条、二六条及び最高裁判所平成二四年二月二〇日第一小法廷判決の趣旨に照らせば、上記示談金の算出の前提となった損害額五〇一万八〇二八円が民法上認められるべき過失相殺前の損害額（以下、「訴訟基準損害額」とする。）と一致する限りにおいては、Yが保険代位により取得するXのAに対する損害賠償請求権の範囲は、人身傷害保険金の額とXのAに対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が訴訟基準損害額を上回る場合における当該上回る部分に相当する範囲に限られるものと解される余地がある。この結果、Xは、人身傷害保険金と合わせて五〇一万八〇二八円の支払を受けることになる。

このように、訴訟外の示談の内容が訴訟基準損害額を前提とするものである場合は、訴訟外の示談金と人身傷害保険金の受領の前後によって、支給を受ける総額が一致しない可能性がある。

三 本件判決における争点は、本件約款上、YがXに対し人身傷害保険金の支払義務を負うか（以下、「争点一」と

する。)と、YがXに対し人身傷害保険金の支払を拒絶することが信義則に反するか(以下、「争点二」とする。)である。

これら争点につき、Xは、人身傷害補償保険が、過失割合にかかわらず実損害の補償を目的とし、速やかな保険金支払を特徴とすること、また、消費者契約の典型であること等から、①人身傷害保険金と賠償金の請求の先後によって被害者が受け取れる金額に大きな違いが生じることは、被害者保護の観点からすれば極めて不合理であり、保険金受領の先後にかかわらず、受取金額が同じになるよう、約款の文言解釈を行う必要がある。Yの支払うべき保険金は、訴訟における損害の算定基準により算出された過失相殺前の損害額(民法上認められるべき過失相殺前の損害額であり、訴訟基準損害額)から既に既賠償金額を控除した上で、その残額を保険金額及び人身傷害基準損害額の範囲内で支払うべきものと解すべきである、②Yには、Xに対し、先に人身傷害保険金を受け取ってから賠償金を受け取る、又は訴訟提起をしないまま、任意交渉により賠償金受領を先行した場合、総受領額が減ることを説明・告知すべき義務があった。それにもかかわらず、上記説明・告知を行わず、訴外で和解を成立させた後、約款の文言を盾に人身傷害保

険金の支払を拒絶することは信義則に反して許されず、控除される金額は二九六万九八〇五円を限度とすべきであると主張した。

これに対してYは、①本件条項によれば、(被保険者が)賠償金を先行受領した場合は、受領した賠償金は人身傷害基準損害額から差し引かれる旨明記されている、②人身傷害基準では、一般的な訴訟における損害賠償基準よりも低額とする代わり、損害額の認定を定型化して争いの余地を少なくしている上、被保険者の過失の有無にかかわらず人身傷害保険金を支払うものとしているので、過失割合に関する見解の相違にかかわらず、簡易迅速に損害額を算定することができ、保険事故発生後すみやかに保険給付がされるような仕組みになっている。しかるに、人身傷害保険において填補すべき損害額を訴訟基準損害額とする(その額、過失割合を確定しなければならず)、保険会社が裁判外で任意に保険金額を算定して支払うことが著しく困難になり、すべからず裁判による決着を余儀なくされ、上記人身傷害保険の性格に悖る、③本件では、Yの担当者が、Xに対する人身傷害保険金の支払を故意に遅らせてXに賠償請求を先行せざるを得なくさせたなどの信義則に反する事情は皆無であり、また、そもそも、人身傷害保険金と賠償

金のどちらを先に受領するか、損害賠償請求訴訟を提起するかなどは、被害者（被保険者）の選択に委ねられる、と主張した。

原審（東京地判平成二六年一月二八日判タ一四二〇号三八六頁）は、（人身傷害保険の趣旨・目的や保険契約者の期待に鑑みると）「……本件条項は人身傷害保険金の支払が先行した場合と整合性を保ち被保険者が訴訟基準損害額に相当する額を確保することができるよう合理的に解釈すべきであり、加害者からの賠償金が人身傷害保険金よりも先行して支払われた場合における人身損害保険金から控除されるべき『既に給付が決定し又は支払われた金額』（本件約款第2章第八条（1）①②）又は『既に取得した損害賠償金の額』（同条（1）③）は、人身傷害基準によって決定された人身傷害保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の賠償金の額との合計額が過失相殺前の損害額を上回る場合における当該上回る部分に相当する額を指すものと解するのが相当である。」として、Xの請求を認容した。

Yは控訴し、①訴訟外の示談金の算出の前提となった過失相殺前の損害額が五〇一万八〇二八円であることは認め、同額が訴訟基準損害額であることは争う、②争点二

について、仮に、一般論として、Yにおいて、人身傷害保険に加入した被保険者が、人身傷害保険金の支払を受ける前に、訴訟提起をせず任意交渉により加害者から賠償金の支払を受けると、訴訟を提起した場合や先に人身傷害保険金の支払を受けた場合と比して、総受領額が減ることがある旨を説明すべき信義則上の義務があることを肯定し得る場合があるとしても、本件の具体的事情においては、Yにかかる説明義務があつたということではできない、と追加、敷衍して主張した。

#### 〔判旨〕

争点一（約款上、YがXに対し人身傷害保険金の支払義務を負うか）について

（本件条項によれば……）「Yが支払うべき人身傷害保険金は、人身傷害基準損害額に……費用（権利保全行使費用等）を加えた額から、保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額等を控除した額であるところ、Xが受領した本件賠償金四五一万六二二四円が人身傷害基準損害額三四七万一六〇八円を超過している以上、Yが支払うべき人身傷害保険金はないことになる。」

「……確かに、保険契約者が人身傷害保険に加入すること

の動機として、被保険者の過失の有無にかかわらず実損害の補償を受けることを期待していることがうかがわれるとしても、保険契約に基づき保険者が支払うべき保険金は、当該保険契約の内容である約款に基づき算定すべきものである。Xの上記主張における本件約款の解釈は、本件条項の文理に明らかに反するものである。このように、一定の場合について受領できる保険額が保険約款上に明記されている以上、保険契約者において、これに反する保険金を受領することができる合理的な期待とはいえない。のみならず、実際上も、Xの上記主張を前提とすると、人身傷害損害金を算定するに当たって、訴訟基準損害額を認定する必要があるところ、訴訟外の示談は裁判所の関与なしに行われるものであり、事案によっては（事故当事者間で正確な訴訟基準損害額を算定しないまま客観性を欠く示談がなされ、その後、加害者側の協力が得られない場合など）、これらの認定に困難を来すことも想定される。X主張の解釈は、保険実務に混乱を来すことにもなりかねない。したがって、Xの上記主張を採用することはできない。

また、Xは、本件においては、示談交渉に弁護士であるX代理人が関与しているなど、示談において合意された損害額に客観性が認められるから、本件約款第二章第六条

(5)を適用又は類推適用して、同損害額を人身傷害保険金算出の基礎となる損害額とみなすべきである旨を主張する。

しかし、Xの上記主張における本件約款の解釈も、本件約款第二章第六条(5)の文理……に反するものである上、上記条項の類推適用をすべき示談の範囲が明確でなく(弁護士が関与した訴訟外の示談において合意された損害額が当然に訴訟基準損害額と一致するものではないことは明らかである)、約款解釈の不安定をもたらすものであって、Xの上記主張も採用することはできない。

以上によれば、……本件約款上、YがXに対し人身傷害保険金の支払義務を負うとはいえない。」

争点二(YがXに対し人身傷害保険金の支払を拒絶することが信義則に反するか)

「……人身傷害保険金と賠償金のいずれの支払を先に受けるか、加害者に対する損害賠償請求訴訟を提起するか否かは、本来、被害者の選択に委ねられるべきものであり、YがXの上記選択を積極的に妨げたといった事情が認められなければ、本件訴訟においてYが上記主張をすることが信義則に反するということはできない。

そして、Yは、人身傷害保険の加入者が判決又は裁判上

の和解によらないで加害者から損害賠償金を受領した場合  
は、その額が人身傷害保険金の支払額から控除される旨を  
本件条項により明示している上、Xから人身傷害保険金の  
請求を受けた際、Xが受領済みの賠償金を控除した計算書  
を送付しており……、Yにおいて、本件条項について上記  
と異なる解釈を示したことを認めるに足りる証拠はない。  
また、……Yが殊更にXの後遺障害に係る人身傷害保険金  
の支払を遅延させたものとは認められず、……Yが、Xに  
対し、人身傷害保険金より先に加害者から損害賠償金の支  
払を受けるよう推奨したものと認められない。

以上に加え、Xの加害者に対する賠償金の請求は、代理  
人弁護士が交渉に当たっていたことを併せ考えると、Yに  
X主張の説明義務があるということはできない。」

「○に付言するに、BはX代理人との交渉の過程で、  
示談による早期解決を前提に、示談交渉限りの賠償額とし  
て、Xの実際の収入を超えた休業損害額を提示し、示談に  
至ったのであり……、このような経過に照らせば、Yは前  
記示談金の算出の前提となった過失相殺前の損害額五〇一  
万八〇二八円について、これが訴訟基準損害額には当たら  
ないとの立場をとっていたことは明らかであり、そのよう  
な状況の下で、Yに前記五〇一万八〇二八円が訴訟基準損

害額であることを前提とした説明をする期待可能性がない  
ということもできる……。

したがって、Yが本件訴訟において人身傷害保険金の支  
払を拒絶することが信義則に反するということはできず、  
Xの上記主張を採用することはできない。」

## 〔研究〕

### 判旨に賛成。

一 本件において問題となった自動車保険における人身傷  
害補償保険（自動車保険の人身傷害補償条項。以下、先行  
研究での例にならい、「人傷保険」と略称する。）は、自動  
車保険の自由化を受けて平成一〇年から新たに導入された  
保険であり、被保険者が交通事故で負ったケガなどによる  
損害を過失割合にかかわらずまとめて補償し、相手方との  
交渉は不要、迅速に支払を受けられるとの説明で販売され  
ているものである。そして、被害者側で契約している自動  
車保険から保険金額を限度として、約款で定められた基準  
に従い、積算された人的損害額等の保険金が支払われる  
（松葉佐隆之「判批」別冊判タ二九号（二〇一〇年）一二  
四頁）。このとき、被保険者（被害者）から保険者に対し、  
人傷保険より生じた保険金請求と、賠償義務者（加害第三

者)への損害賠償請求(または加害者の加入する対人賠償責任保険からの支払)とが並立した場合に、人傷保険金を支払った保険者が加害者に対して有する権利をどのような割合で代位するかが問題となってきた(学説の概要については、桃崎剛「人身傷害補償保険をめぐる諸問題——東京地判平成一九年二月二二日(判タ一二三二号一二八頁)を契機として——」判タ一二三六号(二〇〇七年)七一頁、同「人身傷害補償保険をめぐる諸問題」日弁連交通事故相談センター東京支部編『民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準二〇〇七年版(下)』一二三頁他参照)。これについては、従来より、絶対説(東京地判平成一七年八月三一日交民集三八巻四号一一八八頁等、石田満「判批」保険毎日新聞二〇〇八年四月二三日五面)、比例配分説(神戸地判平成一六年七月七日交民集三七巻四号八九五頁等、肥塚肇雄「人身傷害補償保険と過失割合」財団法人日弁連交通事故相談センター編『交通事故賠償論の新たな次元』(二〇〇七年)三三一頁。なお、肥塚教授は、保険法制定後に人傷基準差額説に改説している。)などがあったが、現在では、学説・判例共にいわゆる「差額説」が支持され、保険法二五条一項でも差額説が採用されている。そしてその差額説はさらに二つに分かれる。一つは、支払った人傷保険金と

被害者が加害者から受領する損害賠償の合計金額が人身傷害基準(以下、「人傷基準」とする。)により算定された損害額を上回った場合に、その上回った額について被害者の有する損害賠償請求権を代位取得する、という見解(人傷基準差額説。大阪地判平成一八年六月二一日判タ一二二八号二九二頁、植田智彦「人身傷害補償保険による損害填補および代位の範囲についての考察」判タ一二四三頁(二〇〇七年)一八頁、岡田豊基「判批」私法判例リマックス三九(二〇〇九(下)九七頁等)であり、他方、人傷保険金が、被害者の加害者に対する損害額(民法上認められるべき損害額)のうち、被害者の過失割合に対応する金額を上回った場合に初めて、その上回る額についてのみ、被害者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得できるとする見解(訴訟(裁判)基準差額説。地裁では、東京地判平成一九年二月二二日判タ一二三二号一二八頁、名古屋地判平成一九年一〇月一六日判タ一二八三号一九〇頁等、村田敏一「判批」私法判例リマックス三六(二〇〇八年)一〇九頁等)との対立があった。

これまで多く争いとなってきた人傷保険金先払事案では、近年相次いで訴訟基準差額説が採用されている。東京高判平成二〇年三月一三日判時二〇〇四号一四三三頁では、人傷

保険の約款の代位規定が「保険代位の範囲として保険金請求権者（被保険者）の権利を害さない範囲内との限定を加えたのは、商法六六二条一項を修正して、保険金請求権者（被保険者）が保険金と損害賠償金（第三者に対する権利）とを合わせてその損害の全部の填補を受けることができるように」するためであり、したがって、「被保険者が……（人傷保険金の「筆者注」）……支払を受けた後に……損害賠償請求訴訟を提起した場合において、被保険者にも過失があるとされたときは、同訴訟において認容された加害者に対する損害賠償請求権の額と支払を受けた保険金の額との合計額が同訴訟において認定された被保険者の損害額を上回る場合に限り、その上回る限度において……保険会社は被保険者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得」と判示した。この後、最判平成二四年二月二〇日民集六六卷二号七四二頁や最判平成二四年五月二九日判時二一五五号一〇九頁もこの立場を踏襲し、学説も、おおむね肯定的である。

ところが、この訴訟基準差額説による場合、先に加害者に対して損害賠償請求が行われ、賠償金を取得した後に人傷保険金の請求が行われた場合（損害賠償金先払のケース）には、人傷保険金を先に受けた場合とで比較すると、

最終的に被保険者の取得できる総額が異なる場合が出てくる、という問題が生じてくる。すなわち、損害賠償金を先に取得し、人傷保険金を請求する場合、約款により、人傷基準損害額をベースとして、そこから受領済みの損害賠償金を差し引くという計算方法によると、たいいていの場合には、人傷保険金先払、訴訟基準差額説によって保険者の代位分を算出した（そして残額が被保険者に残る）ケースよりも総取得額が少なくなってしまうことになる（この点、人傷基準差額説によれば、どちらを先に受けた場合でも、被保険者の受け取れる総額が変わってくることはない）。

そこで、このような問題を解決すべく、様々な見解が出された。たとえば上記判決では、約款の人身傷害条項を字義通り解釈すると、（先に賠償金を取得した場合は）先に保険金を取得した場合と比較すると、被保険者にとって不利という事態は明らかに不合理であるので、約款文言を限定解釈し、差し引くことができる金額は訴訟基準損害額を確保するという「保険金請求権者の権利を害さない範囲」のものとするべきである（最判平成二四年二月二〇日の宮川光治裁判官の補足意見）とか、同一の約款の下で、保険金の支払と加害者からの損害賠償金の支払との先後によつ

て、被害者が受領できる金額が異なることは決して好ましいことではないことから、現行の保険約款の見直しが速やかになされることを期待する（最判平成二四年五月二九日での田原陸夫裁判官の補足意見）といった補足意見が付されていた。

また学説でも、「人傷基準」による損害額を「訴訟基準」による損害額に読み替えるという、約款の修正解釈によって解決を図るべきとする見解（山下友信「人身傷害補償保険の保険給付と請求権代位」保険学雑誌六〇〇号（二〇〇八年）一三三頁、潘阿憲「人身傷害保険における請求権代位の範囲について」都法四九卷二号（二〇〇九年）一八六頁。これに沿った下級審判決として、京都地判平成二三年六月三日交民集四四卷三号七五一頁（後掲大阪高裁判決の原審判決）がある。）や、約款の計算規定においても、保険金の計算にあたり、控除できる額を保険金請求権者の権利を害しない限度に限定するという見解（山野嘉朗「判批」民商一四〇号三号（二〇〇九年）三七頁、甘利公人「判批」判例評論六〇〇号（二〇〇九年）三三頁。本件原審判決もこれに属するか。）があった。これに対して、被害者（被保険者）に人傷保険金の支払や加害者からの損害賠償の支払がなされる時点で第三者からの給付がなされて

いない場合、将来それがなされるかどうか、およびその金額は不明であり、したがって、被保険者が保険者、加害者、第三者からどのような順番で給付を受けたかにより、受領しうる総額が常になるとは限らないことから、人傷保険金支払が先行した場合と、加害者からの損害賠償金の支払が先行した場合とで両者から受領する額が同一になる考え方を採用しなければならない理由はない、という見解（桃崎・前掲判タ一二三六号七三頁以下）がある。本件事例は、損害賠償金先払の事例であるが、原審では、被保険者が「訴訟基準損害額」（正しくは裁判外の示談により確定した損害額全額）まで取れるよう、判示されたのに対し、控訴審では一転して約款解釈通り、人傷基準損害額を保険金算定の基準として採用した点で、立場を異にしている。

二 本件判決に先立ち、加害者からの損害賠償金先払のケースにつき判示されたのが、大阪高判平成二四年六月七日判時二一五六号一二六頁（以下、「大阪高裁判決」とする。）である。この事例は、まず、被害者（の遺族）と加害者との間で裁判上の和解が成立し、加害者の加入する任意保険会社から和解金が支払われた後、被害者が加入していた人身傷害補償特約に基づいて請求された事例であるが、

判決は、最判平成二四年二月二〇日および五月二九日を引用して、人傷保険金先払の場合における保険会社の代位の範囲については訴訟基準損害額を基礎として計算するとして、損害賠償金先払の場合には、人傷保険金の支払額として、人傷損害額算定基準に従い算出された損害額から、受領した損害賠償金等を差し引いた額とする約款規定の「読み替え」、修正解釈をせず、そのまま適用すべきであると判示した（なお、この大阪高裁判決の事例では、被害者―加害者間では裁判上の和解がなされたが、このときの約款では、本件約款六条（五）のような、損害額の読み替え規定がなかった。）。

同判決に対しては、定額化して速やかな支払を進める目的からすれば、人傷基準で行うことにつき、一定の合理性があること（伴城宏「判批」自保ジャーナル一八七五号（二〇二二年）五頁）、人傷基準が常に訴訟基準より低いとは限らないこと、また、消費者保護という大義名分の下、大衆迎合的な行動をとることは将来に遺恨を残すのではないかと、判旨に賛成する見解（山下典孝「人身傷害補償保険をめぐる新たな問題」阪大法学六二巻三・四号（二〇二二年）六八二頁）があるが、一方で以下のような理由を挙げてこれに反対する見解もある。すなわち、①（人傷

基準を用いる理由である）簡易迅速な支払額算定という傷害保険の性格は、訴訟基準差額説に立ったとしても、すでに支払済みの賠償金の計算根拠を調査することにより、賠償金元本及び過失割合も判明するから、簡易迅速な支払にとつてそれほどの妨害とならない、②「保険料体系にみあわず、保険業界が混乱に陥る」との指摘も、もともと人傷保険金額が契約上設定されていることや、人傷基準により算定された査定額が上限となることから、混乱に陥るほどの問題とは思われない、③各社共に、自分の過失部分の損害額も保険金で賄えますというのが宣伝文句の商品であるところ、自分の過失部分の損害額が、賠償金受領との先後により算定基準が異なるとは、契約者は想定していない、等々の理由（出口みどり「判批」交通事故判例速報四七巻九号（二〇二二年）一〇頁以下）である。

三 以上をふまえ、争点一について検討する。人傷保険金の支払額を定める約款条項の文言上は、損害額の基準を訴訟基準損害額ではなく、原則として人傷基準損害額を基礎としている（もつとも、保険会社各社の約款の計算規定は、人傷基準損害額から受領済みの損害賠償金、自賠責保険給付金、労災給付金等を控除するものとされており、かかる

規定に最も合致するのは、「(人傷基準)絶対説」であるとされる(伴城・前掲三頁)。そして約款の文言上、これを訴訟基準の損害額に読み替えるのは「かなり無理筋」(山下友信「自動車事故に関する損害賠償と保険の課題」財団法人日弁連交通事故相談センター専門委員会『交通事故損害額算定基準』二一訂版(二〇〇八年)三三五頁)との指摘もある。そもそも、人傷保険に基づく保険金請求と不法行為に基づく損害賠償請求とはその原因、法律関係を異にし、人傷保険金先払の際に、訴訟基準損害額をベースとして、保険者代位の範囲を定めるのは自然であるし、本件のようにその逆のパターンにおいては、人傷保険金の請求にあたり、(人傷基準が、加害者が不在場合も含め、迅速な支払に備えるべく設けられているならば、)人傷基準損害額に従って支払保険金の額を決定するのも道理であろう。よって、判例の動向も踏まえつつ、約款解釈を重んずるならば、人傷保険金先払の場合は訴訟基準差額説で、損害賠償金先払の場合は、人傷基準絶対説に基づいて処理する(桃崎・前掲判タ一二三六号七四頁)ほかはないものと思われる。

この点、本件保険約款六条(5)では、判決又は裁判上の和解において(人傷基準損害額を超える)損害額が認め

られた場合に限り、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額を決定するにあたって認められた損害額をこの人身傷害条項における損害額とみなす(ただし、その損害額が社会通念上妥当であると認められる場合に限り。)とする。判決によって算出された損害額はもちろん、裁判所・当事者による訴訟行為により確定した「民法上認められるべき損害額」と評価することができるし、訴訟上の和解も、和解調書の成立により、確定判決と同一の効力が生じ(民訴二六七条)、その性質についても、判例によれば訴訟行為と私法行為の両方の性質を有する(笠井正俊・越山和弘編「新・コンメンタール民事訴訟法第二版」(二〇一三年)三三五頁以下(笠井筆))とされる。裁判所の関与を得て、ある程度社会的妥当性があると考えられる損害額については、それを人傷基準損害額に代えることを許容している点で、保険契約者・被保険者にも一定の配慮をし、バランスをとっているものと評価できる。本件事例の場合、

XとAとの間で決定した損害賠償額は、裁判外の示談によるものであるが、この点、Xは、X代理人として弁護士が和解交渉に介入していること、A加入の保険会社はY(かつYの人身傷害保険金算定の担当者と賠償交渉の担当者が同一人物であった。)であったことから、Xとの和解内容

の妥当性につき検証は容易であり、損害計算に関し、少なくとも裁判上の和解に際してされる損害計算程度の妥当性は担保されていた、したがって、XとAとの間で決定した損害賠償額には本件約款六条(5)の適用又は類推適用をすべきである、と主張している。しかし、Xの代理人が弁護士だったといつても、この者はXの利益のために交渉に臨むのであるから、公正性が担保されているとは限らない。確かに本件は、Yが損害賠償の交渉にも人傷保険金の算定にも関与している(しかも、交渉担当者も同じ)、という珍しい事例であつて、自ら損害賠償額につき合意しておきながら、その(A過失分も含めた)全額の支払については、結果的に人傷保険の約款規定を盾に支払を拒むのは少々「都合の良い」ようにも思われるが、ただ、本件約款六条(5)で特則を置いた意味が、損害額の決定の過程に裁判所の関与があることに重きを置くものであるならば、それがなく、あくまでも裁判外での当事者の合意にとどまる本件損害賠償額に対しては、X主張のような理由だけでは直ちに訴訟基準損害額に比肩しうる妥当性を見出すことはできないであろう。よつて、本件損害賠償額を人傷保険金算定の基準額として読み替える、あるいは訴訟基準損害額に類推することはできない。

四 次に、争点二について検討する。原審判決では、争点二についても判示し、以下のような理由でYの信義則違反を肯定している。すなわち、①人傷保険金と賠償金の支払の先後により、Xの最終的な受領額に差異が生ずる可能性があるということ、Xにとつて重要な問題であり、一般に、人傷保険においては、過失相殺事由となる過失の有無及び割合を考慮することなく所定の保険金を支払うべきこととされているから、Xは、自己の過失割合部分を含む損害についても填補を受けることができると期待しているのが通常である、②Yは、Aの賠償責任保険の保険会社でもあつたから、Xが本件条項の内容を正確に認識しないまま賠償金の受領を先行させることを求めている可能性があることは容易に認識することができたはずである、③Yは、加害者側(A)の賠償責任保険の保険者として賠償金の給付を決定して支払を行う前に、Xが加入した人傷保険の保険会社として、Xが人傷保険金の受領よりも先に賠償金を受領した場合には不利益を受けるおそれがあるといった点について、本件条項の解釈を説明し、Xの注意を喚起すべき信義則上の義務を負っていたところ、YはXに対しそのような説明をしなかった、といった理由である。

これに対し、本件判決(控訴審)では、ア)人傷保険金と

賠償金のいずれの支払を先に受けるか、損害賠償訴訟を提起するか否かは、本来、被害者の選択に委ねられるべきであり、イ) Y が X の上記選択を積極的に妨げたわけではなく、Y が殊更に X の後遺障害に係る人傷保険金の支払を遅延させたものとも、人傷保険金より先に加害者から賠償金の支払を受けるよう推奨したのも認められない、ウ) X の加害者に対する賠償金の請求は、代理人弁護士が交渉にあたっていたことを併せ考えると、Y に X 主張の説明義務があるということではできない、エ) Y は、人傷保険の加入者が判決又は裁判上の和解によらないで加害者から損害賠償金を受領した場合は、その額が人傷保険金の支払額から控除される旨を本件条項により明示している。オ) B は (X 代理人との交渉の過程で、示談による早期解決を前提に、示談交渉限りの賠償額として)、X の実際の収入を超えた休業損害額を提示し、示談に至ったのであり、Y は前記示談金の算出の前提となった過失相殺前の損害額五〇一万八〇二八円について、これが訴訟基準損害額にはあたらなないと立場をとっていたことは明らかである、といった理由を挙げ、信義則違反はないとしている。

両者を比較すると、原審判決が、人傷保険により、訴訟基準損害額いっばいの損害填補を受けられる期待があるこ

と、及び (賠償金支払を先に受けると) 不利になることにつき、説明を受けない限り X にはわからないことを前提としているのに対し、本件判決はそれらは約款を読めばわかること、どちらの支払を先に受けるかは被保険者の任意の選択によるものであるとしており、真つ向から対立している。

一般論としてはあるが、このような場合の保険者の説明義務については、事故があった場合、被害者は、相手方との交渉等において、自身加入の自動車保険の代理店に相談することが多く、そういった場合に、(人傷保険の保険者たる) 保険会社は先に人傷保険金を取得しないと不利だと告知すべき義務が肯定されやすい、という見解(出口・前掲一二頁)がある。しかし、そもそも、加害者との示談成立前でも、相手方の過失分も含めて速やかに補償を受けられる、というのが人傷保険のメリットであるとされる中、人傷保険の支払が損害賠償額の支払よりも後になるという事態を念頭に置いて、上記のような告知をする義務が常に肯定されるかは疑問である。また、加害者との間の損害額算定につき、訴訟に移行した方が人傷保険金の額が多くなることが通例である旨を、人傷保険引受の保険者は保険契約者に説明する義務を負うとも考えられるが、同時に、こ

のような説明義務を認めることは、人傷保険の被害者の迅速な救済という基本コンセプトに反する（肥塚肇雄「判批」判例評論六四七号（二〇一三年）一八三頁）ともいえるので、やはり一概に説明義務があるものと断ずることはできないであろう。

一方で、本件判決についてみると、上記のA)、イ)の理由づけに対しては（これも一般論ではあるが）、「人傷保険算定基準によっても、基礎収入……、必要な通院期間をどう認定するか、既往症などの素因減額をどう行うかという問題」があり、「判断困難な事案や、支払額を落としたい事案では、人傷保険金の支払を留保しがちという実態もあり」、「そういういった事案で、先に加害者から賠償金をもらおうよう積極的に誘導しなくとも、保険金請求権者としては自賠責保険への請求手続きや加害者への請求手続きを取っていかざるを得ない心理に陥りがちである」、との指摘（出口・前掲一〇頁）もある。また、上記理由ウ)については、確かにXの代理人として弁護士がついていたとしても、この弁護士は加害者との示談交渉について依頼を受けた者であり、弁護士だからといって、Yから何の説明もなくして、どちらを先に請求した方が得かにつき、的確に判断することを期待できるかどうかは、やや疑問である。

過去に保険者側の説明義務が問われた事例としては、例えば自動車保険における運転者の年齢制限特約が問題となった事例（東京高判平成三年六月六日判タ七六七号二三六頁）や、地震保険契約締結の際の説明義務が問題となった事例（最判平成一五年一月九日民集五七卷一八号一八八七頁）等があるが、これらと比較しても、年齢制限特約や地震保険の付帯のように、その内容が比較的わかりやすいものとは異なり、人傷保険の場合は、人傷基準と訴訟基準との金額の乖離、それぞれの具体的な損害額及びその計算方法、賠償金支払と保険金支払との先後による支払総額への影響、といった込み入った要素が多く、これらを理解し、自身にとってベストな決断をすることをXの自己判断の問題として全て委ねるのは、Xにとってはかなり難しいのではないかとも思われる。このように争点二に関する理由づけについては、若干の疑問も残る。とはいえその余の理由、とりわけ、オ)の事実も併せ考慮するならば、個別的な事案として、本件において決定的にYに信義則違反があるとまでいえるかは、断言できないであろう。

五 交通事故による損害額の認定にあたって、実際に裁判によって損害額が定まるのはむしろレアケースであって、

大多数の事例が保険会社と被害者との示談によって解決されている(星野明雄「新型自動車保険TAP開発について」損害保険研究六一巻一号(一九九九年)一一五頁)といわれる。そして、人傷基準は訴訟基準より低く、これはおおむね損保会社の自動車対人賠償責任保険の支払基準(いわゆる任意保険支払基準)と同一レベルのようである(佐野誠「人身傷害補償保険における損害把握——訴訟基準と人傷基準の乖離問題——」損害保険研究七一巻二号(二〇〇九年)一二頁、三五頁、星野・前掲一二五頁)、ともいわれる。そのうえで、損害賠償金先払のケースと人傷保険金先払のケースとで、被保険者の受領総額に差が出たとしてもやむを得ない、と割り切るには、両債権の請求の先後によって、最終的に被保険者が受領できる額に差が生じることにつき合理性があるか、すなわち被保険者にとって不利な選択をしてしまったとしても、それが「許容範囲」内であるといえることが前提となる。

「許容範囲」というためには、まず、人傷基準が訴訟基準に照らして「手続の迅速性」という利点を残しつつ、当事者間での紛争解決、損害額の決定のための妥当な基準となりうるかが問題となろう。この点、人傷基準による損害算定を評価済保険に類推(山下友・前掲「人身傷害補償保

険の保険給付と請求権代位」一二八頁)するならば、人傷基準が損害額の算定基準として妥当とされるのは、それが「裁判基準の具体化と評価できるかぎりにおいてであり、たとえば人傷基準算出損害額が裁判基準損害額を大きく下回ることが常態化しているとしたら、損害額の評価方法を定めているとはいえない可能性が生じてくる」(鈴木達次「判批」判例評論六五〇号(二〇一三年)三二二頁)。そして、その場合には、「保険者側の説明義務にとまらず、人傷基準の有効性や人傷保険契約の効力そのものといった契約上の本質的な問題も生じてくることになる」(鈴木・前掲三二二頁)。ただ、本件事案においては、判決等に代えて、訴訟外の示談によって損害賠償額を確定してしまった以上、本件約款の人傷基準につき、もはやその妥当性の判断は容易ではない。結局、与えられた事実認定の限りでは、判旨のように解するほかはないものと思われる。

堀井 智明